

死亡退職金と相続税

その②

～死亡退職金は遺産分割の対象？～

死亡退職金と相続税

死亡退職金について説明する内容は 次の通りです


1. 死亡退職金の「非課税枠」が使える（その①動画で説明）
2. 死亡退職金は遺産分割の対象？（その②動画で説明）
3. 個人事業主でも使える死亡退職金（その③動画で説明）

死亡退職金は遺産分割の対象外

被相続人の財産は遺産分割協議によって
次の所有者を決めます。

- ・ 現預金
- ・ 不動産
- ・ 株式 等

原則、遺産分割をしないと名義が替わりません。

 遺産分割をするときに相続争いが発生します。

遺産分割における死亡退職金の立ち位置 その①

会社の退職金規定で退職金の受取人が決まっていれば

死亡退職金は相続財産では無い！

➡ 死亡退職金は受取人の固有財産とみなされます
(被相続人の財産ではないけど、相続財産とみなして相続税を課税)

相続財産でないため、遺産分割の対象となりません。

➡ 死亡退職金は遺留分の請求の対象外となります。

※相続放棄をしても死亡退職金を受取ることが可能

遺産分割における死亡退職金の立ち位置 その②

会社の退職金規定で退職金の受取人が決まっていなければ死亡退職金は相続財産に該当！



死亡退職金は遺産分割の対象となります。

(死亡退職金の非課税枠は適用可)

**遺産分割協議は相続争いの火種になりますので、
会社の退職金規定を見直すようにしましょう。**

END